

**【1】住民主体による支え合いの地域づくり****(1) 取組の背景と目的**

- ▶ 誰制度が直接の対象としない地域生活課題は、かつては、地域や家族といったつながりの中で対応されてきましたが、昨今の人口減少や高齢化の急速な進展等によって家庭の機能は低下し、職場の人間関係も希薄化する傾向にあるなど、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題などが表面化しています。
- ▶ 人と人とのつながりがある地域づくりには、「自分の暮らす地域をより良くしたい」という地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われることが必要であり、住民がつながり支え合う取組により、分野を超えて地域全体が連帯し、様々な資源を活かしながら、課題解決に取り組んでいくことが求められています。
- ▶ また、今後のグローバル化の進展や人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が高まっています。

**(2) 基本的な進め方（課題）**

- ▶ 平成29年に国が策定した「当面の改革工程」では、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを柱と定めており、地域共生社会の実現に向けては、これらを一体的に進めていくことが必要です。
- ▶ 具体的には、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる仕組みを目指していくほか、単独の市町村では解決が難しい課題への都道府県による支援体制の確保などが定められ、各柱に沿った取組を行うことで、住民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域でともに創っていくことが重要とされています。
- ▶ そして、多文化共生の地域づくりの推進には、地域社会への外国人の受入主体として、行政サービスを提供し、多文化共生の担い手となる自治体が果たす役割は大きいことを念頭に、地域特性や住民理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確にしておくことが求められています。

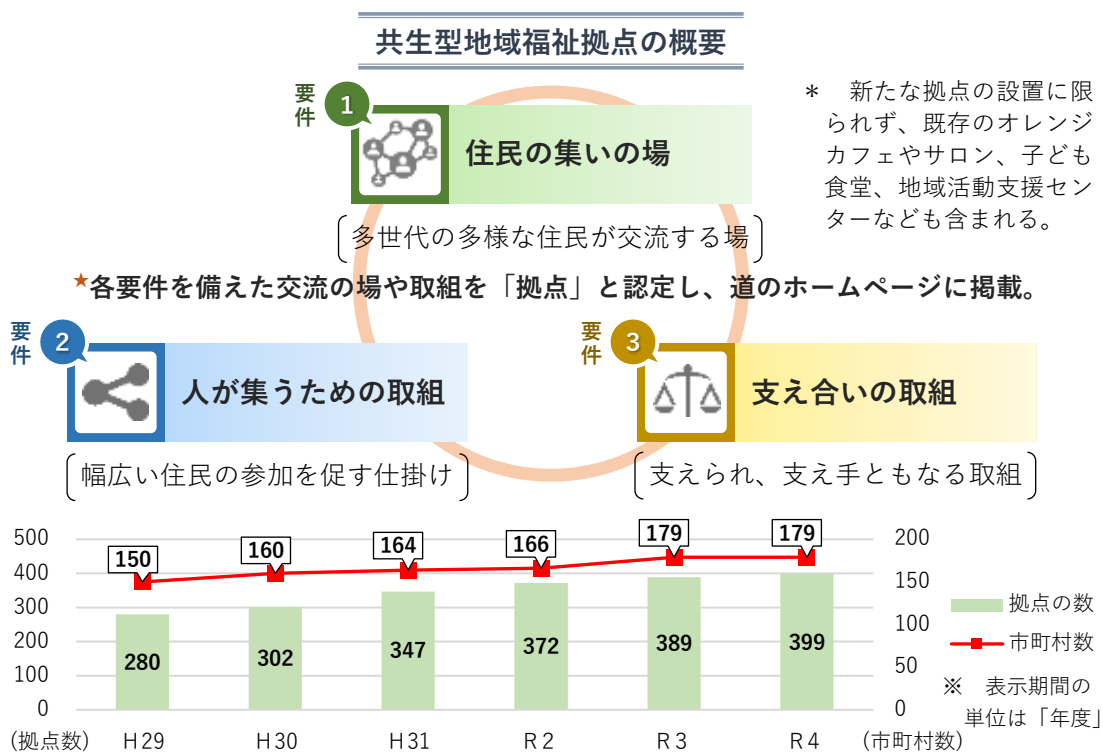
### (3) 具体的な取組

#### ① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり .....

平成27年に国が策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、包括的な相談支援システムの構築や高齢・障がい・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立により、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととされました。

さらに、平成28年には、国において「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられるとともに、こうした社会の実現に向けて、既存の福祉サービスを基盤としながらも、住民参加により総合的・包括的に取り組んでいくべき方向性が明確に示されました。

道では、国の動きを踏まえつつ、平成27年に策定した「北海道創生総合戦略」の重点的なプロジェクトの一つとして、住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」について、道内全ての市町村で設置されるよう推進しているところであり、今後とも、地域共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくりを支援していきます。



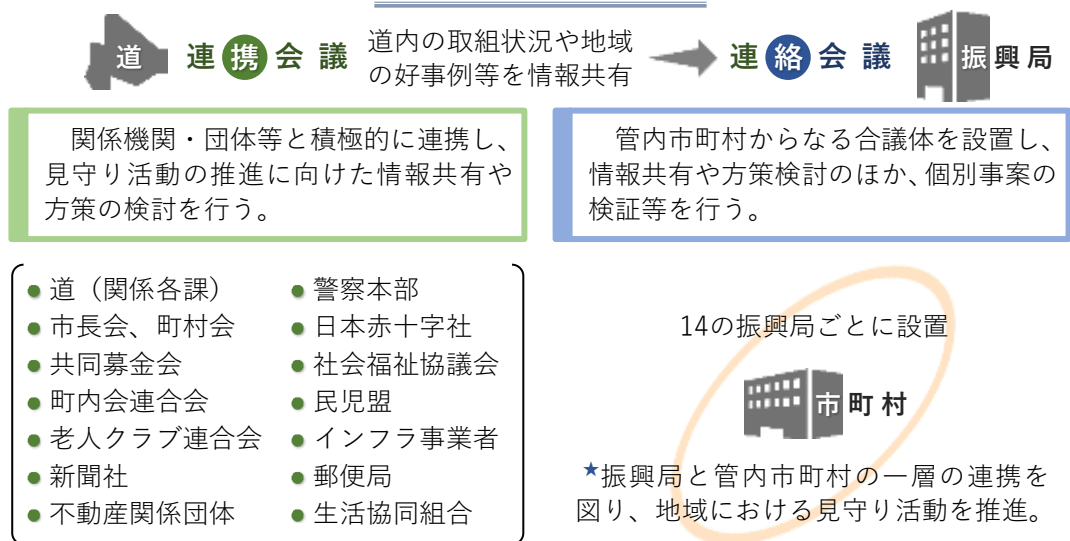
## ② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動 .....

社会福祉法において、市町村が整備に努めることとされている「住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境」は、交流拠点の整備や地域福祉活動に関する研修の実施などがその具体的な取組として挙げられますが、これらを進めていくに当たっては、「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的な意識を醸成していくなどといった地域づくりの方向性に留意することとされています。

このうち、住民や民生委員・児童委員、保護司などの福祉関係者による福祉的な支援を必要とする方を対象とした日常的な見守り・支え合いの活動は、社会的孤立を防ぐのみならず、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで取り組む住民の拡大につながり、共生の意識が広がっていくことも期待されます。

道では、高齢者や障がいのある人など、見守りが必要な方を地域社会全体で支援する観点から、平成24年に「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」を策定し、行政や関係機関・団体、民間事業者等が連携しながら、地域における見守り支援体制の充実強化に向けた取組を行っていきます。

### 見守り活動の取組概要



### ③ 多文化共生に向けた地域づくり .....

国際的に生産年齢人口の伸びが低下し、先進国では労働力不足が顕著になっている中、平成30年の出入国管理法等の改正により、今後、新たな在留資格制度の創設に伴う特定技能を有する外国人の増加が見込まれています。

本道においては、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、様々な業種で人手不足が深刻化しており、こうした外国人材を受け入れていくことは、持続的発展を図る上で、ますます重要になります。

外国人材の受入に当たっては、適正な雇用管理や在留管理はもとより、地域社会の一員として互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の実現を図ることが大切です。

道では、国の施策とも連動しつつ、道内の地域や企業等が外国人材を円滑に受入れ、外国人が安心して働き、暮らしていけるよう、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定し、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現に向け取り組んでいきます。






#### 外国人材の受入拡大と多文化共生に向けた取組の概要

##### 受 入 拡 大 ・ 共 生 に 向 け た 課 題

✓ 外国人材	✓ 道内企業等	✓ 地域住民
<ul style="list-style-type: none"> <li>来道した後の日本語能力の向上</li> <li>日本の文化や地域の慣行に対する理解の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人材の採用に関するノウハウの習得</li> <li>労働環境の適正化や住居確保、生活支援への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人増加に対する不安感の解消</li> <li>コミュニケーション充実と共通理解の促進</li> </ul>

〔各種取組の推進により、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指す。〕

##### 取 組 の 基 本 方 向 と 主 な 施 策

	<b>① 外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる</b> 啓発活動の推進や日本人と外国人との共同行事の開催、キーパーソンの育成
	<b>② 外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる</b> 情報提供・相談体制の充実、住宅確保の環境整備、外国人児童生徒への教育の充実等
	<b>③ 外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行を理解できる環境をつくる</b> 日本語学習の支援、多言語化環境の推進 行政・生活情報の提供等
	<b>④ 業界や企業等における受入環境づくりを支援する</b> 行政・業界団体との連携、外国人材の就業支援、適正な雇用管理・就業環境の啓発等
	<b>⑤ 北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む</b> 海外の関係機関とのネットワーク構築、道内の就業環境や生活環境の情報発信

## 【2】ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり

---

### (1) 取組の背景と目的

- ▶ 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった課題の解決を図りつつ、住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていくことが求められます。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組は、こうした認識のもと、「あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする」ユニバーサルデザインの考え方に沿い、全ての人々が安心して暮らすことのできるまちづくり・ものづくりを目指して行うことが必要です。

### (2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会に参加し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくに当たっては、物理的な障壁のみならず、社会的・制度的・心理的なすべての障壁に対処するというバリアフリーの考え方とともに、施設や製品等に新しいバリアが生じないよう、誰にとっても利用しやすくするユニバーサルデザインの考え方が欠かせず、この両方に基づく取組を併せて推進していくことが必要とされています。
- ▶ なお、バリアフリーについては、公共交通機関や施設等のハード面での取組だけでなく、実際に利用しやすいものとなるための情報提供などソフト面と一体となった総合的な取組が一層必要であり、こうしたハード・ソフトの充実に加え、全ての人々が相互に理解を深めて支え合うことができるようにする考え方として、「心のバリアフリー」の推進が重要となります。
- ▶ また、「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組むべき課題であるとともに、学校や職場、病院などの公共施設のほか、家庭や文化施設など地域の様々な場で切れ目なく実現されなければならないとされています。そのためには、全ての人々が包摂される社会づくりに向けて、相互理解の推進が各地域に根差した取組となるよう、幅広く住民が行動していく必要があります。



### (3) 具体的な取組

#### 福祉のまちづくり .....

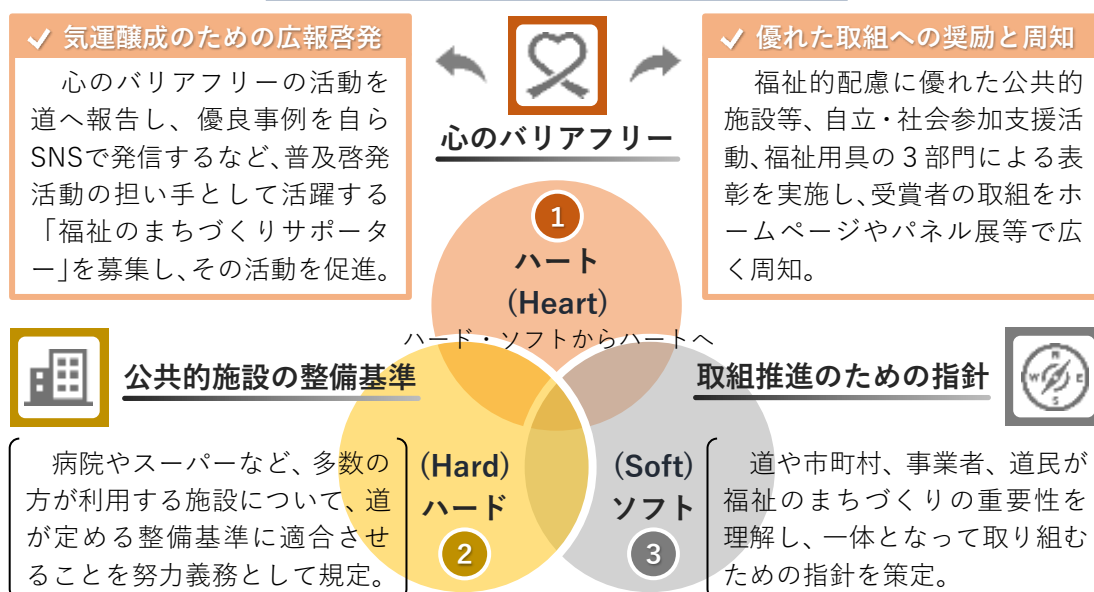
バリアフリー施策に関する法制度については、平成6年に施行されたハートビル法により、高齢者や障がいのある人の円滑な施設利用を図るため、不特定多数の人が利用する施設において、段差のない出入口や幅の広い廊下などの環境整備が努力義務とされました。

その後、公共交通機関や施設でのバリアフリー化が着実に進められる一方で、施設ごとに独立した整備が行われ、連続的なバリアフリー化が図られていないなど、ソフト面での対策が不十分といった課題があったことから、全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すバリアフリー新法が平成18年に施行されています。

こうした法制度の動向を踏まえ、全国の自治体では、いわゆる「福祉のまちづくり条例」を制定し、地域特性に応じたバリアフリー化の促進を図っており、道では、平成10年に同条例を施行しました。

この条例は、公共的施設のバリアフリー化のみならず、道民の幅広い参加による地域福祉推進の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフトの両面から総合的に福祉のまちづくりを進めることとしており、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の推進を図ることで、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

#### 福祉のまちづくり条例に基づく取組の概要



★条例に基づく「北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会」で情報共有・連絡調整を行う。

### 【3】災害時に備えた地域支援体制の構築

---

#### (1) 取組の背景と目的

- ▶ 市町村が包括的な支援体制を確保するに当たっては、災害の発生を想定した体制構築を行う必要があり、その対応・対策の方向性について、福祉の関連計画においても具体的に記載することが望ましいとされています。
- ▶ 都道府県及び市町村は、災害対策基本法の規定により、地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が住民の生命・身体・財産を災害等から保護するための対策を定めることとされています。
- ▶ また、地域防災計画において市町村は、災害時に被災者を滞在させるための避難所を確保するとともに、高齢者や障がいのある人など災害時に配慮を要する方の滞在を想定し、「福祉避難所」を指定することが求められています。
- ▶ こうした被災者支援は行政の責務ですが、東日本大震災後の平成25年における法改正により、ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、国及び自治体は、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めることが努力義務化されるなど、防災活動の環境整備が進められています。

#### (2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 近年の災害時は、被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切で効果的な支援を行うために、災害派遣福祉チーム（DWAT）が活動するほか、被災地内外の行政組織や社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が、災害担当の行政組織と協働で被災者支援に当たるといった流れが定着しつつあり、こうした連携・協働は、今後の被災者支援活動の更なる広がりを生み出すために不可欠な要素となっています。
- ▶ 主に社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」では、行政をはじめとした関係機関との連絡調整、被災者からのニーズ把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信など、多様な被災者支援活動を行っており、大規模災害に備えるためには、平時から連携体制を確立しておくことが重要です。

### (3) 具体的な取組

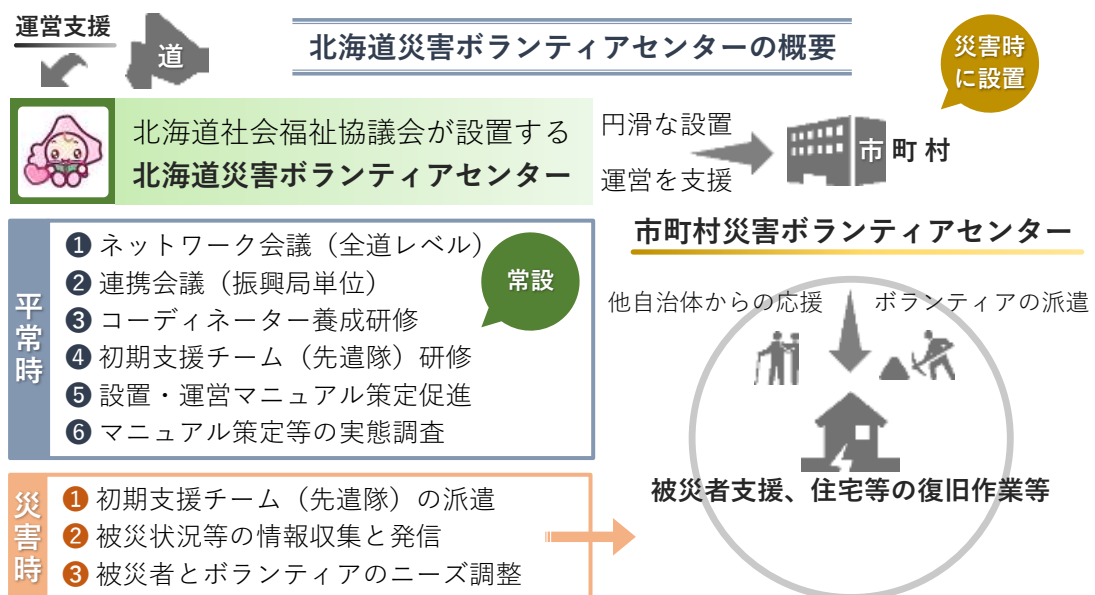
#### NPOやボランティアとの連携・協働した被災者支援活動 ……………

被災時には、行政のみならず、社会福祉協議会やNPO、ボランティア等の様々な主体が被災者の生活支援と被災地の復興を目指して災害対応に当たります。

被災者支援に取り組む主体は近年多様化しており、効率的かつ円滑な支援の実施に向けては、各種の主体が互いに連携し、調整を図る必要性が高まることから、「行政」「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）」「NPO等」の三者が協働していくことが重要とされています。

この三者のうち、災害ボランティアセンターは、被災者支援の調整に中心的な役割を果たす機関であり、大規模災害の発生時に同センターを円滑に設置・運営するためには、平時から市町村と社会福祉協議会との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしておくことが大切です。





道内では、平成28年8月の大雨災害による復旧対応を踏まえ、地域における災害時のボランティア活動がより円滑に進められるよう、平成29年4月に北海道社会福祉協議会が主体となって常設の「北海道ボランティアセンター」を開設し、全道レベルのネットワーク会議やコーディネーターの養成、市町村におけるセンター設置・運営マニュアル策定に向けた働きかけを行っており、道としては、振興局単位で市町村等を対象とした会議を開催するなどして、こうした取組を支援していきます。





1 関連事業の体系

- ▶ 地域福祉を推進するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、5つの項目を施策の柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととしていますが、これらのほか、道では、地域福祉の推進に関わりのある事業を複数実施しています。
- ▶ 地域生活課題は様々な分野にわたり、複合化・複雑化していることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野における関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。
- ▶ 地域福祉の推進に関連する道の事業は、5つの柱ごとに分類すると、次のように整理することができます。

<p>1</p> <p>体制づくり</p>  <p>関連施策</p>	i	市町村の体制整備への支援に関する取組	P 62
	ii	市町村への情報周知や認識共有に関する取組	P 62
<p>2</p> <p>仕組みづくり</p>  <p>関連施策</p>	i	相談・就労支援、負担軽減等に関する取組	P 62～64
	ii	普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組	P 64
<p>3</p> <p>人づくり</p>  <p>関連施策</p>	i	福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組	P 64～65
	ii	再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組	P 65
<p>4</p> <p>基盤づくり</p>  <p>関連施策</p>	i	福祉サービス基盤の整備に関する取組	P 66
	ii	地域福祉の担い手の活動強化に関する取組	P 66～67
<p>5</p> <p>地域づくり</p>  <p>関連施策</p>	i	福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組	P 67～68
	ii	連携体制やネットワーク構築に関する取組	P 68

## 2 関連事業の一覧

### i 市町村の体制整備への支援に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● **市町村計画の策定支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
地域福祉計画策定ガイドラインの活用をはじめ、参考となる事例の紹介や現地支援等を通じ、道内市町村における地域福祉計画の策定を促す。
- 2 ● **北海道社会福祉協議会への支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に向け、北海道社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費を補助する。
- 3 ● **市町村が行う地域包括ケアの取組推進**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課  
地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催する。

### ii 市町村への情報周知や認識共有に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● **地域福祉に関する市町村への情報提供**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知する。

### i 相談・就労支援、負担軽減等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

- 1 ● **地域生活定着支援センターの運営支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者について、出所後に必要となる福祉サービスにつなげる地域生活定着支援センターの運営を支援する。
- 2 ● **生活困窮者の自立支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、包括的な支援体制を構築する。
- 3 ● **生活困窮者支援を行う民間団体への支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
新型コロナや物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取組むNPO法人等の民間団体を支援する。
- 4 ● **生活保護受給者への就労支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
- 5 ● **特別支援教育の就学支援**…………… 教育庁 特別支援教育課  
特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者における経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助する。
- 6 ● **地域福祉生活支援センターの運営支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
判断能力に不安がある方が自立した生活を送れるよう、金銭管理支援や手続の援助などを行う日常生活自立支援事業への補助を実施する。
- 7 ● **地域づくりに関する広域相談支援**…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課  
北海道障がい者条例に基づく支援員として21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、地域づくりに関する助言・調整等の広域的な支援を実施する。

8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の利用支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>市町村が成年後見制度利用支援事業の活用を促すことにより、当該制度の利用を必要としている障がいのある人の権利擁護を図る。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の体制整備と機能強化…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>中核機関の整備が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議や専門職等による助言等が得られる体制づくりを進める。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者虐待防止・相談支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>高齢者とその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村や施設が実施する虐待防止への取組を総合的に支援する。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者権利擁護センターの運営支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>障がい者への虐待の防止と養護者に対する支援等を実施するため、虐待防止法に基づく障害者権利擁護センター機能を確保し、障がいのある人の権利擁護を図る。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メンタルヘルスに関する相談支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>道民の精神的健康の保持増進を図るため、心の健康相談に応じ、精神に関わる悩みへの専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応する。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的な支援体制の構築支援…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村支援を一体的に実施する。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的な支援体制の構築に向けた後方支援…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催や市町村間の情報共有の場づくり等を行う。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアラー支援に関する相談支援体制の充実強化…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図る。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーの相談の場の確保…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課</li> </ul> <p>若年層の需要の高さを踏まえ、SNSにも対応した専門相談を行うほか、気軽に悩みなどを共有できるオンラインサロンを開催するなど、相談の場の確保を図る。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 孤独・孤立対策の推進…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>孤独・孤立対策推進法に基づき、「つながりの再構築」という観点から、理解促進や未然防止・早期発見、適切な支援へのつなぎ等の取組を推進する。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農福連携の推進…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課、農政部 農業経営課</li> </ul> <p>農福連携の取組の普及や定着に向け、農業と福祉関係者双方の理解促進を図るとともに、農福連携に関する専門人材の育成を支援する。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行う。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育の総合的な推進…………… 教育庁 特別支援教育課</li> </ul> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する切れ目のない支援のため、巡回相談や教員研修、推進地域指定など、特別支援教育の体制を整備する。</p>

## ii 普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者等の権利擁護の推進</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>高齢者等に対する理解の促進を図るため、シンポジウムを開催するなど、道民の理解を促進する。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>障がい者の権利を擁護し、差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道障がい者条例に基づく推進体制を整備する。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>メンタルヘルスに関する理解促進</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナー開催等により正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図る。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ケアラー支援の普及啓発</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>ケアラーが自らの悩みを相談できる状況にあることを理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開する。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ケアラーを支援するための地域づくり</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>地域住民がケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう、交流拠点の整備を促進するなど、安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者の住まいへの支援</b>…………… 建設部 建築指導課</li> </ul> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき実施しているサービス付き高齢者向け住宅の登録業務などを行う。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住居確保要配慮者への支援</b>…………… 建設部 建築指導課</li> </ul> <p>住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録業務を行うほか、道民への制度周知を図るため、チラシ配布やイベント開催などのPR活動を展開する。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共同募金等の取組の推進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心喚起のため、赤い羽根共同募金活動等の取組を推進する。</p>

## i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組

施策3：人づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>キャリアパス形成への支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>福祉・介護サービスに従事する者のキャリアパス形成を促進する研修等の実施や実務者研修等受講者の代替職員の雇用による職員の資質向上や定着を図る。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉・介護従事者への研修</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>福祉・介護に従事する職員を対象として、職種や業務経験に応じた研修等を実施し、資質向上を図る。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>北海道福祉人材センターの運営支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援をはじめ、福祉の職場説明会や講習会等を行う福祉人材センターの運営を支援する。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>介護従事者の定着支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>介護職員の定着を図り、離職を防止するため、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、魅力ある職場づくりに向けた研修等を実施する。</p>



**i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組** (続き) 施策3：人づくり 

- 5
● 北海道ボランティアセンターの運営支援
保健福祉部 地域福祉課

全道的なボランティア活動への基盤整備や福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進を担うセンターの運営を支援する。
- 6
● アクティブシニアの活躍支援
保健福祉部 高齢者保健福祉課

アクティブシニア等を対象に地域づくりの意義等を共有するセミナーを開催し、地域で介護サービスや外出支援などの担い手として活躍できる体制づくりを推進する。
- 7
● 地域への支援を担う職員の確保
保健福祉部 地域福祉課

北海道社会福祉協議会が開催するコミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修への助成を通じ、地域への支援を担う職種の確保を推進する。

**ii 再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組** 施策3：人づくり 

- 1
● 潜在的介護職員等の活用推進
保健福祉部 高齢者保健福祉課

人材派遣会社が介護分野の潜在的有資格者等を有期雇用し、施設等へ派遣することで、実際の就業を通じた職場を見極め、派遣期間終了後の直接雇用につなげる。
- 2
● 離職した介護福祉士の再就業促進
保健福祉部 高齢者保健福祉課

福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士等の情報を活用し、復職に必要な情報の提供など、再就業を促す。
- 3
● 介護の仕事に関する普及啓発
保健福祉部 高齢者保健福祉課

介護従事者確保に向け、高齢者や主婦層等に対する啓発事業の実施し、直接に介護の理解を深めるようアプローチを行う職場見学会等を実施する。
- 4
● 福祉・介護に関する職場体験
保健福祉部 高齢者保健福祉課

福祉人材センターにおいて、福祉・介護に関する職場体験の機会を提供し、新たな人材の参入促進を図る。
- 5
● 次世代の担い手育成
保健福祉部 高齢者保健福祉課

小・中学校等にアドバイザーを派遣し、講習会や体験学習等の授業を行うことで、若年層の段階からの福祉・介護に関する理解を深め、将来を担う人材の育成を図る。
- 6
● 介護の仕事のやりがいや魅力の発信
保健福祉部 高齢者保健福祉課

高校生等へ福祉・介護分野の仕事に対する正しい認識の普及啓発を行い、こうした仕事の魅力を実感できる就業体験等の機会を提供する事業に対して助成を行う。

**i 福祉サービス基盤の整備に関する取組** 施策4：基盤づくり 

- 1
● 地域包括支援センター職員向けの研修
保健福祉部 高齢者保健福祉課

地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした研修を実施する。
- 2
● 相談支援専門員向けの研修
保健福祉部 障がい者保健福祉課

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修により、多様な障がい特性に応じた適切な支援の理解が深まるよう支援する。



## i 福祉サービス基盤の整備に関する取組 (続き)

施策4：基盤づくり



3	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>S S Wの活用による教育相談体制の充実</b>…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課 スクールソーシャルワーカー等の配置の拡充や効果的な活用を進め、福祉等関係機関と連携した支援や教育相談体制の充実を図る。</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>S S Wの活用による児童生徒の環境改善</b>…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課 社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの支援により、学校と関係機関が連携し、課題を抱える児童生徒の環境改善に向けて働きかける。</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ヤングケアラーコーディネーターの配置</b>…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 学校や関係機関の方等がヤングケアラーに気づいたとき、市町村等の適切な相談窓口や関係事業所を紹介・調整する役割のコーディネーターを配置する。</li></ul>
6	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>医療的ケア児等コーディネーターの配置</b>…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 医療的ケア児等コーディネーターが全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある子ども及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備する。</li></ul>
7	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>民生委員・児童委員の活動支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 民生委員法に基づく民生委員・児童委員の資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。</li></ul>

## ii 地域福祉の担い手の活動強化に関する取組

施策4：基盤づくり



1	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>高齢者等の冬の生活支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 低所得の高齢者世帯等を対象に、冬期間に必要となる燃料費等への支援を行う市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を実施する。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>障がい児支援の充実</b>…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 障がいのある子どもとその家族ができるだけ身近な地域において、療育や教育を受けられる体制の整備を促進する。</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>障がい者福祉施設の整備に対する補助</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 住まいの場であるグループホームや日中活動の場である生活介護、就労移行支援など、発達障害を含む障がいのある人の支援の充実を図る施設整備への補助を行う。</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>安心・安全な個別輸送サービスの普及</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 道路運送法に基づき、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受けて行う福祉有償運送制度の普及を図る。</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>社会福祉法人に対する指導監督</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 社会福祉法人及び社会福祉施設の定期的な指導監査を行い、社会福祉事業の適正化と福祉サービスの質の向上を図る。</li></ul>
6	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>福祉サービスの第三者評価</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 公正・中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努める。</li></ul>
7	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>福祉サービスの運営適正化</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 北海道社会福祉協議会に設置する「適正化委員会」において、利用者からの苦情に対する相談等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を支援する。</li></ul>

## i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組

施策5：地域づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共生型地域福祉拠点の整備促進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、子ども等が地域住民と集う交流の場において、互いに支え合いながら安心して生活できる共生型地域福祉拠点の整備・設置への支援を行う。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共生型サービスを提供する体制への支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる共生型サービスの提供体制が整備されるよう、事業所への支援を行う。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>すべての人にやさしいまちづくりの推進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、妊産婦を含め、すべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう必要な環境整備を図る。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>心のバリアフリーに関する普及啓発</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>心のバリアフリーの活動を道へ報告し、優良事例を自らSNSで発信するなど、普及啓発の担い手として活躍する「福祉のまちづくりサポーター」の取組を促進する。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉のまちづくりに関する意識の高揚</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>福祉的配慮がなされた公共的施設や障がいのある人等の自立・社会参加を支援する活動等に対する表彰を行い、優れた取組への奨励とする。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者や障がいのある人の住宅改善支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう住宅改善支援の取組を進めていくため、市町村において開催される研修会等に講師を派遣する。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉環境アドバイザーの派遣</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>福祉のまちづくりの促進に向け、公共的施設の整備に係る設計や普及啓発、福祉環境等に関するアドバイザーを派遣し、専門的な指導や助言を行う。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉のまちづくり推進協議会の運営</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>北海道福祉のまちづくり条例に基づく推進協議会を開催し、国・道・市町村及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組む体制を整備する。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ヘルプマークの普及促進</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>道内市町村におけるヘルプマーク（配慮を必要としていることを知らせるピクトグラム）の普及促進の動きを踏まえ、啓発事業を実施し、共生社会の実現を目指す。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>安心して暮らせる道営住宅の整備</b>…………… 建設部 住宅課</li> </ul> <p>北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って道営住宅を整備し、子どもから高齢者まで安心して豊かに暮らせる住まいの実現を図る。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉避難所の機能確保</b>…………… 保健福祉部 総務課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時の避難において特に配慮を要する方が滞在するための福祉避難所について、その設備整備等に対する支援を行う。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人介護人材の受入研修</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みや受入に当たったの留意点などを内容とする研修を実施する。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人留学生への生活支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>道内の介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対し、学費や生活資金等の貸付を行う介護事業所への取組を支援する。</p>

## i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組 (続き)

施策5：地域づくり



- |    |   |
|----|---|
| 14 | ● 外国人を対象とした総合相談窓口の設置・運営…………… 総合政策部 国際課<br>道内に暮らす外国人からの生活や就労等に関する様々な暮らしの相談に多言語で対応する「北海道外国人相談センター」を設置し、きめ細やかな対応を行う。 |
| 15 | ● 日本語学習に係る支援者の養成…………… 総合政策部 国際課<br>道内に暮らす外国人に日本語学習の機会を提供するため、「日本語学習支援者養成講座」を開催する。                                 |

## ii 連携体制やネットワーク構築に関する取組

施策5：地域づくり



- |   |  |
|---|--|
| 1 | ● 北海道災害ボランティアセンターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課<br>災害発生時のボランティア活動を迅速に行うため、平常時からネットワークづくりや人材育成などに取り組む北海道災害ボランティアセンターの運営を支援する。 |
| 2 | ● 施設等における災害時支援体制の構築…………… 保健福祉部 地域福祉課<br>施設等における避難行動要支援者の安全を確保するため、非常災害対策計画を推進するとともに、定期的な避難等訓練等を実施する。                 |
| 3 | ● 災害時におけるコミュニケーション支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課<br>手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を推進することにより、災害時における要配慮者への支援体制を確保する。               |
| 4 | ● 社会的孤立を防ぐための見守り支援…………… 保健福祉部 地域福祉課<br>福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、行政をはじめ、関係機関・団体、民間事業者などが連携した見守りの体制づくりを進める。      |

## 1 設定の意義

- ▶ 市町村における地域福祉の取組を着実に支援していくためには、定期的に施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当たっては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。
- ▶ このことの踏まえ、本計画では、施策の5つの柱に対応する数値目標を定め、その推進管理を図っていくこととします。

## 2 数値目標を設定する項目の一覧

- ▶ 本計画に定める数値目標は、次のとおり施策の柱ごとに計5項目を設定することとし、庁内関係課をはじめ、市町村や関係機関との連携・協力のもと、令和11年度までの取組を進めていきます。
- ▶ 特に、(1)については、市町村が地域福祉を推進していく上で最も重要なものであることから、数値目標の達成に向けて、重点的な働きかけを行っていきます。

## ● 施策の柱：1



体制づくり

## (1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上 …………… P 70

● 目標 地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）

## ● 施策の柱：2



仕組みづくり

## (2) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進 …………… P 71

● 目標 包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）

## ● 施策の柱：3



人づくり

## (3) 地域への支援を行う職種の配置推進 …………… P 72

● 目標 CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）

## ● 施策の柱：4



基盤づくり

## (4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保 …………… P 73

● 目標 民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%

## ● 施策の柱：5



地域づくり

## (5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進 …………… P 74

● 目標 心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

### 3 数値目標を設定する項目の内容

#### 目標 (1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上

施策の柱：1

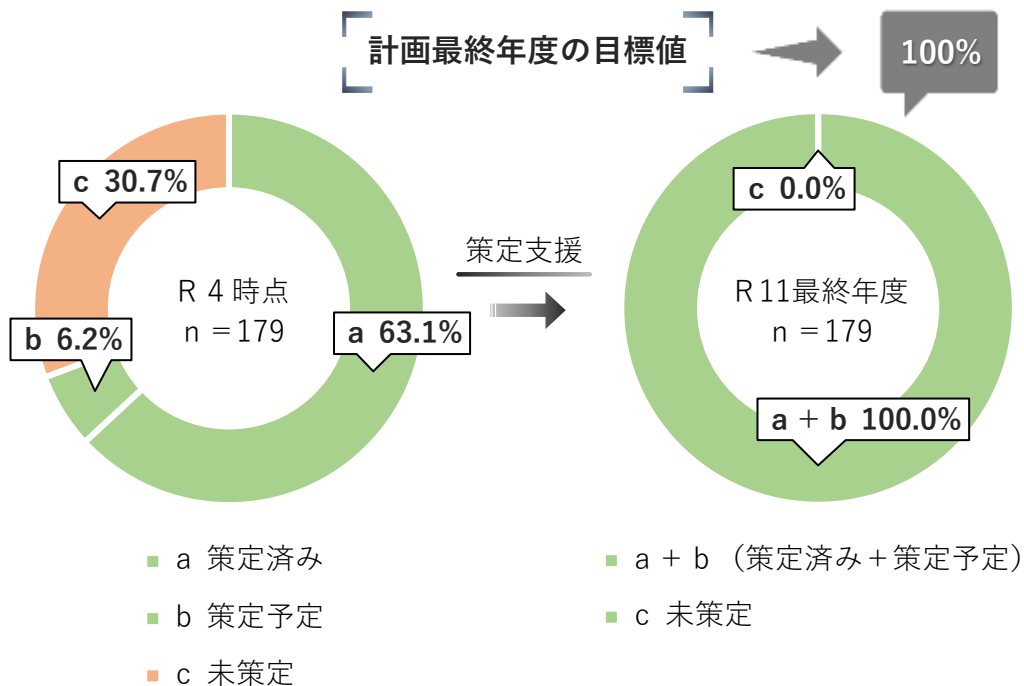


地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）



体制づくり

市町村による地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定されるよう推進していきます。



#### 設定の考え方

地域福祉計画は、平成30年の改正社会福祉法により、その策定が努力義務化されました。

全国的な策定率が8割を超える中、道内市町村では6割程度となっており、全国平均を下回る状況が認められています。

こうしたことから、道では、自治体規模や策定体制等が個々に異なる地域の実情を踏まえつつ、現地訪問や意見交換、参考となる策定例の情報提供を行うなどして、計画最終年度までに「策定市町村数：179市町村（策定率100%）」が達せられるよう、市町村支援に努めていきます。



## 目標 (2) 市町村における包括的支援体制の整備推進

施策の柱：2

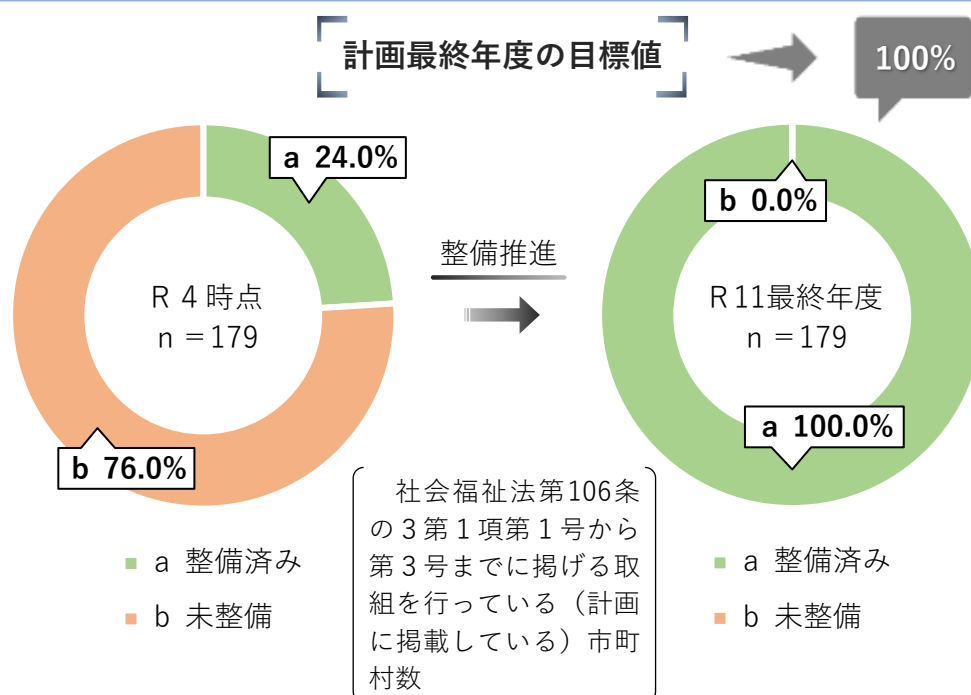


包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）



仕組みづくり

複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための包括的な支援体制が各市町村で広く構築されるよう、重層的支援体制整備事業をはじめとする相談支援・参加支援・地域づくりの実施数に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

包括的な支援体制の整備は、平成30年に施行された改正社会福祉法により規定されたものであり、全国の市町村で実施が進められています。

この取組は、相談支援・参加支援・地域づくりという3つの支援を実施することで、様々な支援ニーズに対応できる体制を構築しようとするものであり、現在の整備率は3割弱となっていますが、同法においては、当該体制の整備が市町村の努力義務とされていることを踏まえ、計画最終年度までに「包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）」が達せられるよう努めていきます。

### 目標 (3) 地域への支援を行う職種の配置推進

施策の柱：3

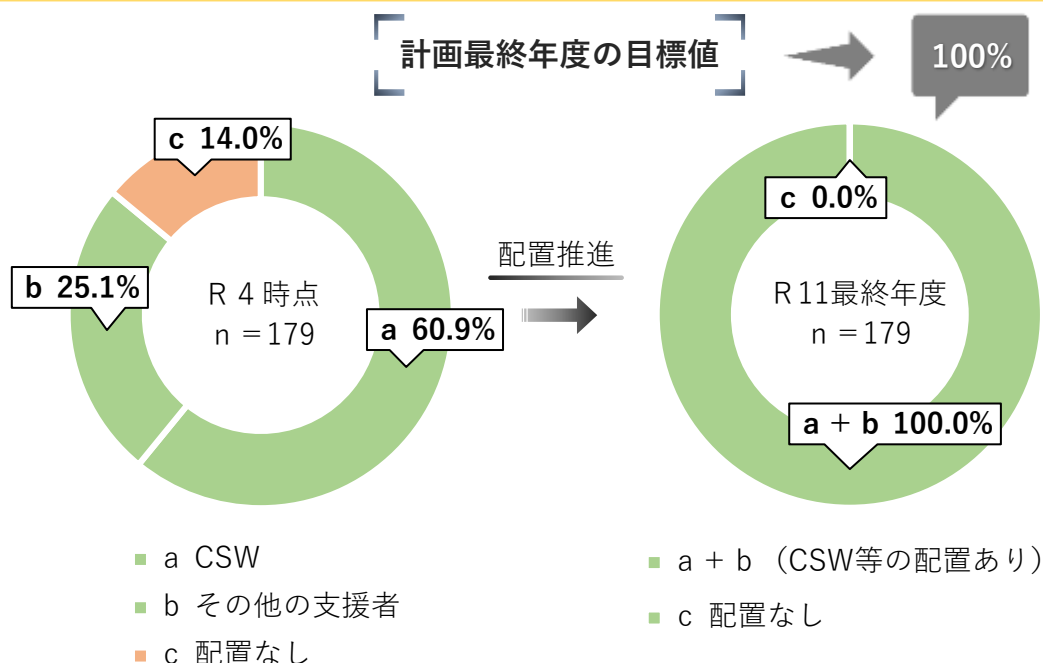


CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）



人づくり

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築には、地域への支援を行う職種の果たす役割が大きいことを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカー等の配置市町村数に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

地域づくりを担う調整役としては、コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーターのほか、道内では、共生型地域福祉拠点の取組を担うコーディネーターの配置も行われています。

社会資源の偏重という地域特性がある中、多様化する生活課題への対応に向けては、個々の支援を行うとともに地域への働きかけを総合的に展開・実践する支援者の配置が重要となるため、これらの調整役を各市町村に少なくとも1名確保することとして、計画最終年度までに「CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）」が達せられるよう努めていきます。

## 目標 (4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保

施策の柱：4

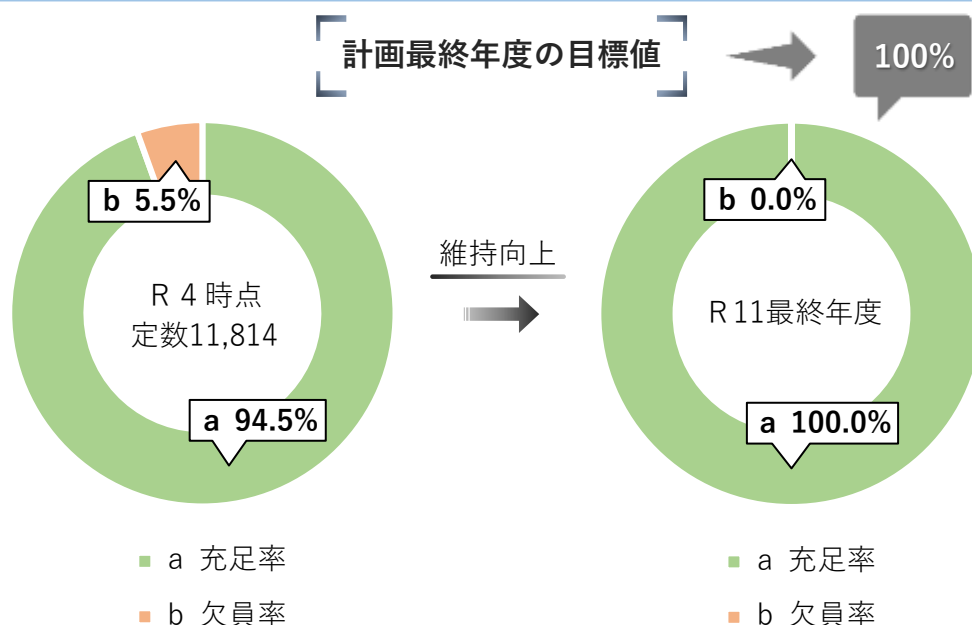


民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%



基盤づくり

住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役になるなど、地域福祉の中心的な担い手として活動する民生委員・児童委員を継続的に確保するため、その充足率に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

民生委員・児童委員の定数は、道の条例によりその定数を定めることとなっており、3年を任期として改選が行われ、次回は令和7年度が改選期に当たります。

高齢化の進展等により、民生委員・児童委員の確保が年々困難となっている中、道内では、全国平均と概ね同程度の充足率が保たれていることから、こうした水準を維持しつつ、全ての市町村で定数が満たされることを目指し、計画最終年度までに「充足率100%」が達せられるよう努めていきます。

## 目標 (5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進

施策の柱：5

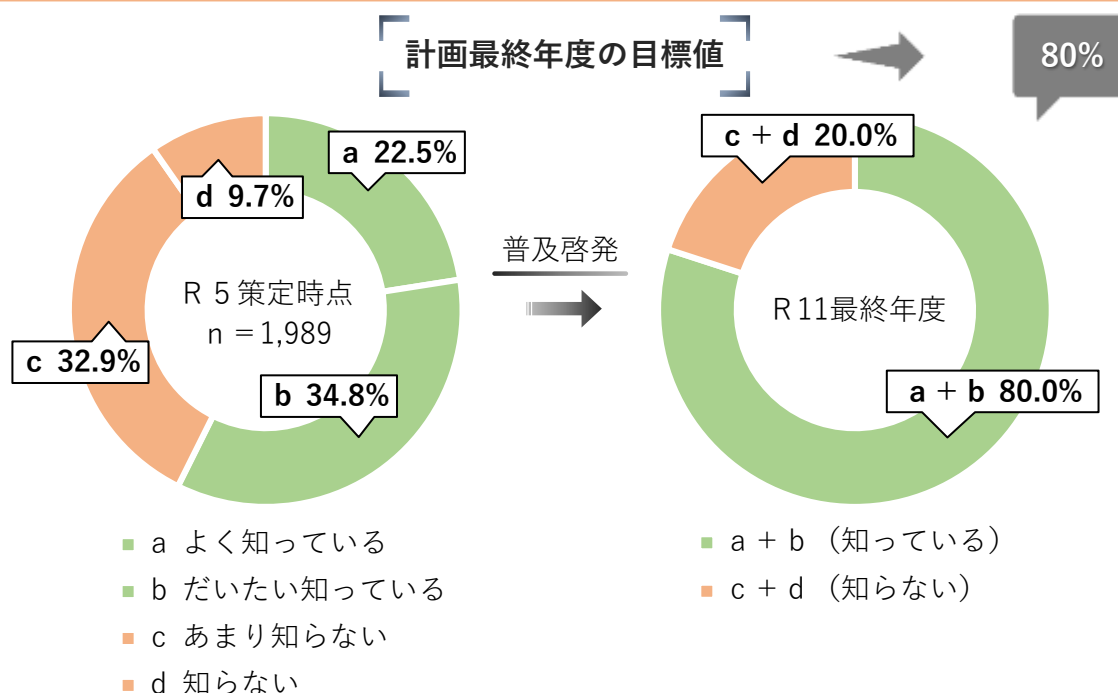


地域づくり



心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

福祉のまちづくりについて、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の考え方が広く普及するよう、道民の認知度向上に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

バリアフリー化の取組について、施設整備などハード面は着実に進展していることから、今後、職員の対応などソフト面の対策を進めるとともに、「心のバリアフリー」の取組を強化していくことが重要とされています。

道では、市町村や民間事業者が実施する研修会・イベント等に講師を派遣するなどして、この考え方の普及を図っており、道民を対象としたアンケート調査において「心のバリアフリー」という言葉を「知っている」と回答した人が約57%であったことを踏まえ、計画最終年度までに「認知度80%」が達せられるよう努めていきます。

## 1 推進管理の考え方

- ▶ 市町村による地域福祉への支援を的確に推進していくためには、計画を策定するとともに、そこで定める施策や目標達成に向けた取組を継続的に改善しながら計画の推進管理を行うことが必要です。
- ▶ 適切な推進管理を行うに当たっては、庁内の推進体制を整えた上で、評価指標や評価方法等を確認しておくことが求められます。

## 2 推進管理の方法

- ▶ 具体的な推進管理の方法について、まずは計画の実施状況を毎年点検するための評価体制を確保することが必要となります。この体制は、外部評価情報を取り入れつつ、計画の策定と実施との継続性を保持する観点から、策定時の委員と同一にすることも有効とされており、道では、こうした考え方を踏まえ、評価体制をあらかじめ確保することとします。
- ▶ 次に、推進管理の仕組みとして、計画期間に応じたPDCAサイクルにより、それぞれの局面で、何を、どのように実施・改善していくかといった取るべき行動を明らかにしておくことが必要です。
- ▶ そして、評価の物差しとなる指標を定めた上で、その達成度を測るとともに、結果を分析し、次のサイクルにおける改善の取組につなげていくことが重要となります。

---

 計画を推進管理していくに当たっての主なポイント
 

---



Point 1

計画の実施状況を毎年点検するための評価体制の確保

外部委員を含めた合議体の設置（計画策定時との継続性を保持）



Point 2

推進管理に関する仕組みの構築

PDCAサイクルに基づき行う行動の明確化



Point 3

評価指標の設定等

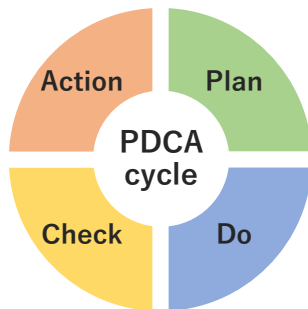
達成度の測定と結果の分析を経て、改善の取組を循環



### 3 PDCAサイクルの活用方法

#### (1) 評価・見直しを行う間隔

本計画の期間は6年としていることから、地域福祉支援の基本的な方針や全体的な取組内容を見直す機会は、当該期間の満了時点となりますが、個々の施策や関連事業は年度を単位として実施するため、PDCAサイクルによる評価・見直しは、年度ごとに行うことが必要となります。



- P** 計画：実績や予測に基づいた計画の策定
- D** 実行：計画に沿った取組の実施
- C** 評価：目標達成度の測定と取組内容の検証
- A** 改善：検証結果に基づいた改善策の検討



年度を単位として評価・見直しの取組を行う。

#### (2) 分析ツールを用いた評価・見直し

各施策や取組の評価・見直しを行うに当たっては、PDCAサイクルをステップごとに細分化した上で、それぞれの段階に応じた確認や検証作業を行うことが有効とされています。

道では、こうした考え方も参考としつつ、継続的な見直しや改善を行うことで、地域福祉支援の取組を一層充実強化していきます。

#### 段階に応じた確認・検証作業のイメージ



- Step 1 達成しようとする取組や目標の確認
- Step 2 内的・外的要因の特定による現状把握（SWOT分析）
- Step 3 課題の的確な設定・表現（SMARTの視点）
- Step 4 課題の要因分析（Logic Treeの活用）
- Step 5 優先すべき施策の立案（Matrixを用いた選定）
- Step 6 施策の効果確認（目的の達成状況、課題解決の程度）
- Step 7 Step 6（Do）とStep 7（Check）の継続

